

尼崎市監査公表第4号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年3月18日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	別	府	建	一
同	明	見	孝	一郎

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	公営企業局
2 監査結果報告日	平成 31 年 3 月 22 日
3 措置通知日	令和 3 年 3 月 16 日
4 監査結果の内容	<p><u>雨水処理負担金の負担割合について</u></p> <p>下水道事業では雨水と汚水を処理しており、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき財政措置が講じられている。当該負担金は、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を一般会計が負担するもので、下水道事業会計と一般会計との経費負担区分の適正化を図るため、国の繰出基準を参考に雨水率を定めて算定している。</p> <p>この雨水率は平成 13 年度以降、見直されておらず、その率は昭和 57 年度から平成 11 年度までの実績額（建設費用及び改築更新費用を含む）から算出しており、一部のポンプ場においては、実際の用途と異なる取扱いをしている。また、維持管理費用の共通費用算定に係る施設ごとの資本比率の根拠等も不明であった。そのため、現行の雨水率は、下水道事業の現状を的確に反映したものになっているのか疑義が残るものとなっている。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>雨水処理負担金の算定にあたっては、雨水率の算出根拠を明確にするとともに、定期的に検証を行うなど、下水道事業の実情を的確に反映できる仕組みとし、一層の合理性及び透明性を確保すること。</p>
5 措置の内容	<p>(1) 見直しにあたっての考え方</p> <p>平成 12 年に見直した現行の負担割合（66.63%）は、下水道の整備が概成した時期を踏まえ、昭和 57 年に設定した事業の計画値を平成 11 年度までの決算値に置き換え算定し直したものである。</p> <p>今回の雨水負担割合見直しにあたり、平成 13 年以降は改築更新工事が主流となっており、新設だけでなく改築更新資産を加えて整理することが下水道事業の実情を表す上で妥当と判断した。そのため、資産の変化を反映するにあたって、更新する前の資産と更新した後の資産の重複を避けるために、下水道事業会計の固定資産台帳（企業会計システム）のデータを用いることとし、これにより算定方法の明確化、透明性の確保を図った。</p> <p>(2) 見直し後の負担割合と適用状況</p> <p>適用時期について市長事務部局と協議（令和 2 年 12 月）を行い、令和 3 年度予算から</p>

の適用に至った。

また、資本費における雨水負担金は、見直し後の雨水負担率 66.17% (△0.46%) で算出し、維持管理費における雨水負担金は、見直し後の負担率を適用している。

(3) 今後の見直しにあたって

今後、取得資産を固定資産台帳へ登録する際は、雨水・汚水などの用途区分の登録を確実にを行う。また、見直し時期については、雨水貯留管や下水道施設の建替えなど大規模工事による下水道事業会計の実情を反映できるよう、5 年毎に見直しすることについて市長事務部局と協議（令和 3 年 3 月）を行い、合意を得たところである。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）